

Ⅲ 管理者以外のマスタ登録について

1. マスタ登録の目的

管理者は、出生等の届出にあたり、自らの氏名(法人の場合はその名称)、住所及び連絡先(電話番号)、飼養施設の所在地を届け出なければなりません。また、譲渡し等及び譲受け等の届出にあたっては、自らの氏名等に加え、譲渡し等又は譲受け等の相手先の氏名(法人の場合はその名称)及び連絡先(電話番号)を届け出る必要があります。

しかし、氏名や住所等の文字情報は間違いやすく、省略した場合としない場合(例:「5丁目6番地」と「5-6」)等で同一性の確認も困難なこと、また、記入に手間がかかること等から、従来より、あらかじめマスタに登録し、管理者は、自らのコードを届け出ることによって、氏名等の届出が自動的に行われるようにしています。(農家等のマスタは、本制度では「管理者マスタ」と呼ぶべきところですが、従来からの「農家マスタ」との呼称が定着しているため、荷受業者を除く管理者のマスタを今後も「農家マスタ」ということにします。同様に管理者コードは「農家コード」ということにします。)

また、本制度では、譲渡し等及び譲受け等の届出にあたって、譲渡し等又は譲受け等の相手先の氏名(法人の場合はその名称)及び連絡先(電話番号)を届け出ることにも必要となりました。さらに、相手先がすぐには分からない場合には、牛の売買を仲介する直接の移転先・移転元である農協、家畜商、家畜市場等を届け出てもよいことになっています。

このため、農家等に加え、新たに管理者となる荷受業者や、譲渡し等又は譲受け等の相手先となる農協、家畜商(農家マスタに登録されていない者)、家畜市場等についても、マスタへの登録を進めることとします。

さらに、農家等個人のコード一覧等は公表しませんが、と畜者、荷受業者、農協、家畜市場等は、リストを公表することで、管理者の円滑な届出に役立てることとします。

2. マスタ登録の進め方

新たにマスタ登録を行う者及び改めて登録を行う者は、農家マスタに登録されていない次の者です。(農家マスタの修正及び追加登録については、Ⅱ3(3)③を参照して下さい。)

(1) と畜者及び管理者に該当する荷受業者

と畜者が、と畜場の設置者とは異なる場合があること、本制度の荷受業者に該当する者の判断が難しい場合があること等を踏まえ、従来のと畜場のマスタを再整備し、と畜場ごとのと畜者と荷受業者のリスト(以下「と畜場リスト」といいます。)を作成し、リスト掲載者を改めてマスタ登録することとします。すなわ

ち、本制度において管理者としての届出が必要な荷受業者は、当該リストの記載者のみとなります。(IV 4)

また、管理者、家畜商、農協に該当しないいわゆる「肉屋さん等」がと畜場に牛を出荷する場合があります。家畜商や農協、それに家畜市場は、家畜商法、農業協同組合法、家畜取引法に基づき許可された者であり、便宜的に相手先として届け出られた場合であっても、問題が発生した場合には、牛の異動の履歴調査への協力が期待できますが、肉屋さん等の場合には、協力を拒否された場合には、調査が困難となることが予想されます。すなわち、基本的には届出の相手先とすることは不適切です。そのため、肉屋さん等が牛をと畜場に搬入した場合には、荷受業者又はと畜者は、肉屋さん等に牛の購入先（もしくはさらにその先の管理者）を確認し、その購入先を相手先として届け出る必要があります。

しかし、現行の取引では、肉屋さん等に一々購入先を確認することが困難な場合もあるのが実態でもあるため、当分の間の措置として、牛の異動履歴の調査の必要性が生じた場合に、調査に協力することを、と畜者又は荷受業者と約した肉屋さん等に限り、マスタに登録し、届出の相手先とすることを認めることとします。（と畜場リストに記載しますが、肉屋さん等については公表はしません。）

(2) 家畜商

現在、家畜商の免許を持つ方は約5万人ですが、そのうち、マスタに登録が必要なのは、牛の取引に実際に関わっている者です。地方農政事務所は、県畜産課と協議し、県家畜商組合等の協力を得ながら、マスタ登録等を進めて下さい。

ただし、家畜商の中でも、農家として牛を飼養している場合には、既に農家マスタに登録され、農家コードを持っているので、改めてマスタ登録する必要はありません。農家コードが家畜商コードになることを伝えて下さい。

牛を飼養をしていない家畜商の場合には、家畜商としてのコードを新たに設定する必要があることを伝え、マスタ登録を行って下さい。

家畜商のマスタ登録については、できるところから順次進めて下さい。新たにマスタ登録する者だけでなく、農家マスタに登録されている者に対しても、家畜商としての業務を行った場合には、相手方に自分のコードを知らせる必要があることを周知して下さい。

なお、改良センターに、コードではなく、氏名・電話番号で報告される者について、当人への確認とマスタへの登録を進めていくことも検討中です。

〔(補足)「親が家畜商としての業務をし、子が牛を飼っている。別々にマスタ登録したいが、・・・。」という問い合わせが多くあります。このような場合は、親を家畜商として新たに登録することとし、コードについては改良センターに相談して下さい。〕

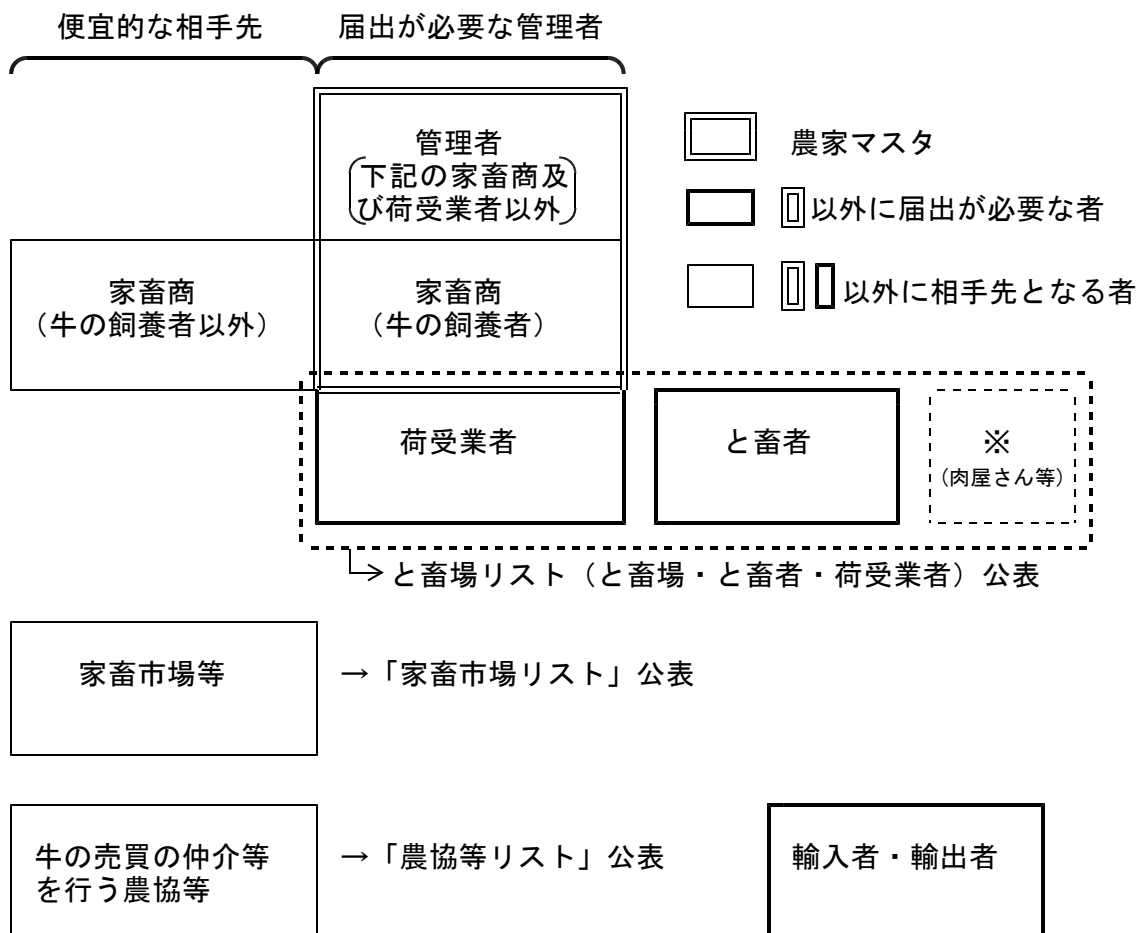
(3) 家畜市場等及び農協

家畜市場等については、従来のマスタ等に基づき、地方農政事務所において確認を行いマスタ登録を行います。マスタ登録を行った家畜市場等については、管理者の円滑な届出の参考とするため、「家畜市場リスト」として公表します。

(IV 5)

牛の取引にかかわる農協については、地方農政事務所において、県畜産課等の協力を得て調査を行い、該当する農協に新たにコードを設定し、マスタ登録を行います。マスタ登録を行った農協については、家畜市場等と同様に、「農協リスト」として公表します。(IV 6)

○マスタ登録の対象者



(注) 農協等リストは、牛の売買の仲介等を行う農協のリストであって、管理者としての農協（繁殖センター等）は含みません。